

山梨県公報

第千五百六号

平成十六年

九月二日

木曜日

目次

告示

市町村の廃置分合に伴う郡の人口の告示……………五七三
 市町村の廃置分合に伴う市の人口の告示……………五七三
 道路の路線名の変更……………五七三
 河川区域の指定の一部改正(二件)……………五七三
 字の区域変更……………五七四

公 告

一般競争入札について……………五七四
 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………五七五
 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出……………五七六
 平成十六年度後期技能検定の実施……………五七六
 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出……………五七八
 開発行為に関する工事の完了について……………五七九

告 示

山梨県告示第三百九十二号

平成十六年九月一日に中巨摩郡竜王町、同郡敷島町及び北巨摩郡双葉町を廃し、その区域をもって甲斐市を置いたことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十六条第一項第一号の規定に基づき、中巨摩郡及び北巨摩郡の区域の人口を次のとおり告示する。

平成十六年九月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

中巨摩郡 四三、〇七四人
北巨摩郡 四七、八八八八

山梨県告示第三百九十三号

山梨県公報 第千五百六号 平成十六年九月二日

平成十六年九月一日に中巨摩郡竜王町、同郡敷島町及び北巨摩郡双葉町を廃し、その区域をもって甲斐市を置いたことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十七条第一項第一号の規定に基づき、同市の人口を次のとおり告示する。

平成十六年九月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

七一、七〇六八

山梨県告示第三百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定により認定した道路の路線名を次のとおり変更する。

平成十六年九月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

整理番号	新旧の別		道路の種類	路線名	備考
	新	旧			
3	新	旧	県道	甲府敷島葎崎線	
19	新	旧	県道	甲府葎崎線	
186	新	旧	県道	甲斐芦安線	
186	新	旧	県道	甲西竜王自転車道線	
197	新	旧	県道	南アルプス甲斐線	
197	新	旧	県道	南アルプス甲斐線	
197	新	旧	県道	若草双葉線	

山梨県告示第三百九十五号

一級河川小沢川に係る河川区域の指定(昭和五十五年山梨県告示第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

平成十六年九月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

「第一号図及び第二号図」を「第一号図から第十一号図まで」に改める。
(その関係図面を山梨県土木部治水課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百九十六号

一級河川葛野川に係る河川区域の指定(昭和四十七年山梨県告示第七十七号)の一部を次のように改正する。

平成十六年九月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

「第十七号図から第二十一号図まで」を「第一号図から第二十一号図まで」に改める。
(その関係図面を山梨県土木部治水課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百九十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、大月市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十六年九月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

変更前の字の区域	変更後の字の区域
笹子町大字白野字吉久保一〇二九	笹子町大字吉久保字霞之本
笹子町大字吉久保字夏地六三七の一及びこの区域に隣接する道路である大月市有地の一部並びに大字白野字吉久保一〇二九に隣接する字夏地の道路である大月市有地の一部	

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月

十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十六年九月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 一般競争入札に付する事項

1 業務の名称

スケジュール管理・旅費システム開発業務

2 業務の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期間

システム開発については契約締結日の翌日から平成十七年三月三十一日(木)まで、機器賃貸借については契約締結日の翌日から平成二十二年の契約日までの六十日

4 業務の履行場所

山梨県企画部情報政策課(山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)及び知事が指定する場所

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成十六年山梨県告示第百六十七号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 本業務を遂行するために必要とされる資格・業務経験を有する技術者を継続して従事させることができる者であること。

3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づき指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県企画部

情報政策課電子自治体推進担当 電話〇五五 二二三 一四一九

<p>2 入札説明書の交付方法</p> <p>この公告の日から平成十六年十月十二日(火)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の交付場所において交付する。</p> <p>3 入札参加資格確認申請書の提出方法</p> <p>平成十六年九月七日(火)から平成十六年九月十五日(水)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県企画情報政策課電子自治体推進担当(山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に持参すること。</p> <p>4 入札参加資格審査結果の通知</p> <p>入札参加資格審査結果は、書面により通知する。</p> <p>5 入札及び開札の日時及び場所</p> <p>平成十六年十月十二日(火)午後二時 山梨県庁(郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号) 北別館四階マルチメディアルーム</p> <p>6 郵送による入札書の受領期限及び場所</p> <p>平成十六年十月八日(金)午後五時までに山梨県企画情報政策課電子自治体推進担当(郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。</p> <p>7 入札の無効</p> <p>この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>8 落札者の決定方法</p> <p>規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。</p> <p>四 その他</p> <p>1 契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨</p>	<p>2 入札保証金</p> <p>免除</p> <p>3 契約保証金</p> <p>契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。</p> <p>4 契約書作成の要否</p> <p>要</p> <p>5 その他</p> <p>詳細は、入札説明書による。</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature and quantity of the products to be required</p> <p>Schedule and Official Trip Control System Development</p> <p>2 Date and time for tender</p> <p>2:00PM October 12, 2004</p> <p>3 Bureau in charge</p> <p>Electronic Local Government Propulsion Section, Information Policy Division, Planning Department, Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan TEL 055-223-1419</p>
<p>● 特定非営利活動法人の設立の認証申請</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。</p> <p>平成十六年九月二日</p> <p>山梨県知事 山 本 栄 彦</p> <p>一 申請のあった年月日 平成十六年八月十八日</p> <p>二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的</p> <p>1 名称 特定非営利活動法人 プロジェクト・あい</p> <p>2 代表者の氏名 長田憲明</p> <p>3 主たる事務所の所在地 東八代郡石和町河内百七十九番地</p> <p>4 定款に記載された目的</p> <p>当法人は、笛吹市の中核にあつて、山梨県下有数の観光都市である石和温泉郷を拠点として、笛吹市内外の人々との交流拡大と、石和温泉郷への入り込み来訪者増</p>	

大を図るための諸事業の企画・開催・運営等を通じて、地域の交流拠点である石和温泉郷のさらなる発展と、笛吹市全体の文化・経済活動の活性化を図ることを目的とする。

三 縦覧期間 平成十六年八月十九日から同年十月十八日まで

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十七年一月二日まで縦覧に供する。

平成十六年九月二日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 山 本 栄 彦

氏名又は名称	住 所
株式会社いちやまマート 代表取締役 三科雅嗣	中巨摩郡玉穂町若宮五十番地一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (一) 名称 イツモア玉穂ショッピングセンター
- (二) 所在地 中巨摩郡玉穂町若宮五十番地一

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
来客が駐車場を利用することができ る時間帯	午前十時から午前〇時十五分 まで	駐車場建物南側(一)、駐車場建物 東側(二)及び屋上駐車場(四)は午前 十時から午前〇時十五分まで 駐車場建物南側(三)は午前十時か ら午後十時まで

3 変更の年月日

平成十六年八月十三日

三 届出年月日

平成十六年八月十二日

● 平成十六年度後期技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成十六年九月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 実施職種

1 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

2 一級及び二級

さく井、金型製作、工場板金、金属ばね製造（薄板ばね製造に係るものに限る。）、機械検査、機械保全、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、時計修理、光学機器製造、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、和裁、寝具製作、石材施工（石材加工に係るものに限る。）、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、建築図面製作、機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。）、電気製図、金属材料試験、印章彫刻及び塗装

3 三級

機械検査、機械保全、電気機器組立て、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、和裁、プラスチック成形、建築大工、配管、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図

4 単一等級

電子回路接続、枠組壁建築、樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程等

- 1 実技試験
- (-) 実施期日
平成十六年十一月二十六日(金)から平成十七年二月二十日(日)までの間に
おいて、山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所
山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表
平成十六年十一月十九日(金)に山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千
百三十番地の二)の掲示板に掲示する。ただし、一部の職種については公表しな
い。
- 2 学科試験
- (-) 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
<p>1 一級、二級及び三級 機械検査、電気機器組立て、半導体製品製造、婦人 子供服製造、寝具製作、菓子製造、配管、型枠施工、 鉄筋施工、テクニカルイラストレーション、金属材料 試験、印章彫刻及び内燃機関組立て</p> <p>1 一級、二級及び三級 さく井、金型製作、工場板金、時計修理、空気圧装 置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調 和機器施工、石材施工、パン製造、建築大工、かわら ぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウ ール施工、ガラス施工、建築図面製作、機械・プラ ント製図及び塗装</p> <p>2 単一等級 樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工</p> <p>3 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作 、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械 検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気 機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、 自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空 気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人 子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン 製造</p>	<p>平成十七年二月三十 日(日)</p> <p>平成十七年二月六日 (日)</p>

<p>1 一級、二級及び三級 金属ばね製造、機械保全、プリント配線板製造、光 学機器製造、和裁、テクニカルイラストレーション、 建築図面製作、プラスチック成形及び電気製図</p> <p>2 単一等級 電子回路接続及び枠組壁建築</p>	<p>平成十七年二月十三 日(日)</p>
---	---------------------------

- 四 受検申請の手続
- 1 提出書類
- (-) 技能検定受検申請書
(-) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- 2 試験手数料
- (-) 特級
(-) 実技試験

検 定 職 種	手 数 料
全職種	一万五千七百円

(2) 一級、二級、三級(3)の表に該当する者を除く。及び単一等級

検 定 職 種	手 数 料
<p>さく井、金型製作、工場板金、金属ばね製造、機械検 査、機械保全、電気機器組立て、半導体製品製造、プ リント配線板製造、時計修理、光学機器製造、空気圧 装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気 調和機器施工、寝具製作、石材施工、パン製造、菓子 製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋 施工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウ ール施工、ガラス施工、金属材料試験、印章彫刻、 塗装、電子回路接続、枠組壁建築、樹脂接着剤注入施 工、バルコニー施工、内燃機関組立て及びプラスチッ ク成形</p>	一万五千七百円

機械検査及び婦人子供服製造	一万三千元
和裁、テクニカルイラストレーション、建築図面製作、機械・プラント製図及び電気製図	一万千五百円

(3) 三級（山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第十九号）別表四の項に規定する高等学校に在学する者に限る。）

検 定 職 種	手 数 料
機械保全、電気機器組立て、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、プラスチック成形、建築大工及び配管	一万五百円
機械検査	八千七百円
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図	七千七百円

(二) 学科試験

三千百円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料（四の2の(一)に定められた額）及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、還付しない。

4 受付期間

平成十六年九月二十八日（火）から十月八日（金）まで

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター内 山梨県職業能力開発協会（電話〇五五 二四三 四九一六）

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、八十円切手をはったもの）を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表

合格者の氏名は、平成十七年三月十五日（火）に県庁東側の掲示板に掲示するほか、合格者には書面で通知する。なお、実技試験又は学科試験のいずれか一方に合格した者には、書面で通知する。

2 合格証書等の交付

特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事の合格証書を交付する。また、すべての合格者に技能士章を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県商工労働部職業能力開発課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり富士吉田市市端土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。平成十六年九月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

氏 名	住 所
田邊喜八郎	富士吉田市下吉田五千三百六十五番地
浅沼 徳市	富士吉田市下吉田五千二百四十四番地
眞田忠一郎	富士吉田市下吉田五千二百二十三番地
菅沼 正雄	富士吉田市下吉田五千五百二十八番地の二
加賀見 桂	富士吉田市下吉田五千三十一番地
小山田市郎	富士吉田市下吉田五千八十三番地

渡邊 五衛	富士吉田市下吉田五千五百八十一番地
渡邊 茂一	富士吉田市下吉田千五百十二番地の三
渡邊 徳二	富士吉田市下吉田五千四十八番地の二
武藤 和明	富士吉田市下吉田千二百二十三番地

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十六年九月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
南都留郡富士河口湖町小立字虎杖六九二七の二の一部及び六九二七の四の一部並びに字三階七一一七七の五八の一部、七一一七七の五九の一部、七一一七七の六〇の一部、七一一七七の七三及び七一一七七の七七の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
岩手県一関市萩荘字竹際四十九番地の一 学校法人 第一藍野学院

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番